

制定 平成21年4月 1日
改正 平成22年4月 1日
改正 平成23年4月 1日
改正 平成23年5月 1日

横浜市住宅用太陽熱利用システム設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止を推進するため、市が実施する住宅用太陽熱利用システム設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付手続等に関する基本的事項を定めることにより、補助金交付に関する業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(補助金の交付対象)

- 第2条 次条に規定する太陽熱利用システム（以下「対象システム」という。）を住宅に設置する個人（法人、マンション管理組合等は対象外とし、リースによる設置を含む）に対し、申請に基づき予算の範囲内で補助金を交付する。
- 2 補助に係る住宅は、横浜市内の住宅で次の各号のいずれかに適合したものでなければならない。
- (1) 戸建て住宅で、補助金の交付を受けようとする者が居住する住宅。ただし、建物所有者全員の同意がとれている場合に限る。
 - (2) 共同住宅で、補助金の交付を受けようとする者が所有している住宅（ただし、横浜市在住の者に限る）、又は、補助金の交付を受けようとする者が居住している住宅。ただし、設置箇所に係る建物所有者全員の同意が取得している場合に限る。
- 3 当該補助事業は、当該年度に対象システムの設置工事に着手し、当該年度の3月15日までに本要綱第11条に定める実績報告書を提出できる者を対象とする。ただし、工事着手前に本要綱第8条に定める交付決定を受けていることを条件とする。
- 4 前項にかかわらず、対象システム付きの建売住宅を購入する場合は、当該年度に売買契約をし、当該年度の3月15日までに本要綱第11条に定める実績報告書を提出できる者を対象とする。ただし、引渡し前に本要綱第8条に定める交付決定を受けていることを条件とする。
- 5 リースにより設置する場合は、法定耐用年数の間、適正な保守管理が行われる場合に限り、又、交付を受けようとする者が対象システムの設置費用として当該補助金相当額以上負担し、かつ、負担した費用が対象設備の設置費用として充当される場合に限る。
- 6 当該補助事業は、横浜市補助金等の交付に関する規則第24条ただし書きに規定する市内事業者による入札又は2人以上の市内事業者からの見積書の徴収を行い難しい場合に該当するものとする。

(対象システム)

- 第3条 対象システムとは、次の各号の要件に適合したものをいう。
- (1) 太陽熱利用システムとは、太陽熱エネルギーを集めて給湯に利用する自然循環型の太陽熱温水器、又は住宅の屋根等への設置に適した不凍液等を強制循環する太陽熱

集熱器と蓄熱槽から構成され、給湯や空調に利用するソーラーシステムをいう。

- (2) 財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）認定を受けたものであること。
- (3) 未使用品であること。（中古品は対象外）

(補助金の額)

第4条 市が交付する補助金の額は、対象システム1件につき自然循環型は4万円、強制循環型は8万円とする。

(募集)

- 第5条 市は、年度毎に定める募集開始日から当該年度の2月15日までの間、この要綱に基づく補助を受けようとする者について募集を行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は受け付けた申請書に係る補助予定金額の総額が予算の範囲を超える日（以下「予算を越える日」という。）をもって受付を終了する。

(補助金の交付申請)

- 第6条 補助金の交付を得ようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添付して、補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。
- (1) 現況写真（カラー）
 - (2) 同意書（建物所有者が申請者以外に存在する場合）
 - (3) 「工事請負契約書」の写し又は建売住宅の「売買契約書」の写し（リースにより設置する場合は、リース契約書の写し）
 - (4) 補助対象経費の内訳書
 - (5) 対象機器の仕様が分かる書類
 - (6) 印鑑登録証明書（申請日から3か月以内に発行されたもの）
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 交付申請は、市長が定める場所に持参することにより行うものとする。

(事務の代行)

- 第7条 申請者は、申請に係る事務の手続きを第三者に代行させることができる。
- 2 申請者は、前項の事務手続きを代行させる場合、事務代行届（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(受付、交付決定及び不交付の決定)

- 第8条 市長は、受付を先着順に行う。
- 2 市長は、申請書を受け付けた後、速やかにその内容を審査し、補助金交付決定（以下「交付決定」という。）の適否を判断し、適正な受付があった日の順に補助金を交付する者（以下「交付決定者」という。）及び補助金交付額を決定する。

- 3 市長は、必要があると認めるときは、交付決定に関し条件を付すことができる。
- 4 市長は、交付を決定したときは補助金交付決定通知書(第3号様式。以下「決定通知書」という。)により、また、交付しない旨の決定をしたときは補助金不交付決定通知書(第4号様式。以下「不交付決定通知書」という。)により、申請者にその旨を通知する。

(計画変更届の提出)

第9条 申請者は、第8条第4項の決定通知書を受けた後、申請書に記載した次に掲げる事項を変更するときは、計画変更届(第5号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、計画変更届により補助金交付決定金額を増額することはできない。

- (1) 補助金交付決定金額
- (2) 交付決定者名
- 2 市長は、補助金交付決定金額の変更について承認した場合、承認した証として、受理番号、受理年月日を記入した写しを交付決定者に返却するものとする。
- 3 市長は、交付決定者名の変更について承認した場合、計画変更承認通知書(第6号様式)によりその旨を通知するものとする。
- 4 計画変更届の提出は、市長が定める場所に持参することにより行うものとする。

(中止の承認申請)

- 第10条 交付決定者は、対象システムの設置を中止しようとするときは、速やかに計画中止承認申請書(第7号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の計画中止について承認した場合、計画中止承認通知書(第8号様式)によりその旨を通知するものとする。
- 3 計画中止承認申請書の提出は、市長が定める場所に持参することにより行うものとする。

(実績報告書の提出)

- 第11条 交付決定者は、対象工事の完了後、30日以内かつ当該年度の3月15日までに、次に掲げる書類を添付して、実績報告書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。
- (1) 対象システムの設置費に係る領収書の写し
- (2) 対象システムの設置状態を示すカラー写真
- (3) 対象システムの設置場所と同一住所の住民票又は外国人登録原票記載事項証明書(実績報告書の提出前3か月以内のもの)。ただし、共同住宅で、補助金の交付を受けようとする者が所有している住宅の場合は、横浜市内住所の住民票又は外国人登録原票記載事項証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 実績報告書の提出は、市長が定める場所に持参することにより行うものとする。

(補助金交付額の確定及び補助金の交付)

- 第12条 市長は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助金交付額を確定し、補助金交付額確定通知書(第10号様式)により、交付決定者に対し、補助金を交付する旨を通知し、それを交付しなければならない。

(管理)

第13条 補助金の交付を受けた者は、対象システムをその法定耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。この場合において、交付を受けた者は、天災地変その他交付を受けた者の責に帰することのできない理由により、対象システムが損傷又は滅失したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(処分の制限)

第14条 交付を受けた者は、対象システムの法定耐用年数の期間内において、当該対象システムを処分しようとするときは、あらかじめ処分承認申請書(第11号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金交付決定及び交付額の確定の取消し並びに補助金の返還)

- 第15条 市長は、次の各号の何れかに該当する場合は、第8条第4項の規定による補助金交付決定又は第12条の補助金交付額の確定を取り消すことができる。
- (1) 補助金交付決定を受けた者が、本要綱に違反した場合
- (2) 補助金交付額の確定を受けた者が、本要綱に違反した場合
- (3) 補助金交付額の確定を受けた者が、補助金を対象システムの設置以外の目的に使用した場合
- 2 市長は、前項の取消をした場合において、当該取消に係る部分に交付された補助金の返還を請求することができる。
- 3 市長は、補助金交付を受けた者が、前条の規定により承認を受けて対象システムを処分したときは、交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

(協力)

- 第16条 市長は、補助金交付決定者又は交付を受けた者に対し、次に掲げる事項について協力を求めることができる。
- (1) 横浜市や横浜市地球温暖化対策推進協議会等で取り組んでいる、「環境家計簿」、「省エネ講習会」等のアンケート、太陽光発電・太陽熱利用に関するアンケート
- (2) その他「体験談」等、市長が協力依頼する事項

(雑則)

第17条 この要綱により定めるものの他、補助金の交付について必要な事項は、市長が定める。

- 附則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
附則 この改正は、平成22年4月1日から施行する。
附則 この改正は、平成23年4月1日から施行する。
附則 この改正は、平成23年5月1日から施行する。